

早い段階での避難先

雨・風が強くなる前、暗くなる前の早い段階で、安全な場所に避難することが大原則です。

記入欄

マップで確認し記入

早めの避難が必要なのはどんなとき？

- 事前に大型の台風や大雨が予想されるとき
- 夜中に雨が降り続くと予想されるとき
- 避難準備情報や避難勧告を聞いたとき
- そのほかにもいつもと違うと感じたとき

例えはどんなところ？

- 歩いていける最寄りの避難所
- 親戚、友人宅など、市内に限らずより安全な場所

逃げ遅れたときの避難先

逃げ遅れてしまったら、その場そのときの状況で最も安全と思われる場所で身を守りましょう。

記入欄

マップで確認し記入

逃げ遅れたときってどんなとき？

- 浸水の中を避難しなければならない場合
- 土砂が迫ってきた場合

例えはどんなところ？

- 最寄りの高い建物や高い場所
- 自宅の高いところ、斜面から離れた部屋
- 指定避難所に限らず、駆け込めるところ

土砂災害警戒区域とは

土砂災害防止法に基づき、土砂災害が発生した場合に生命または身体に危害が生じるおそれのある区域として、三重県により土砂災害警戒区域が指定されました。土砂災害警戒区域は、危険度に応じて次の2つに分けられています。

土砂災害警戒区域

土砂災害が発生した場合に、住民等の生命または身体に危険が生じるおそれがあると認められる区域です。

土砂災害特別警戒区域

土砂災害が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命または身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる区域です。特定の開発行為に対する許可制や建築物の構造規制等が行われます。

※土砂災害警戒区域は三重県が土砂災害危険箇所（区域）を再調査後、精査して公表しているものです。

土砂災害危険箇所とは

法に基づき指定される区域ではないが、「土石流」・「地すべり」・「かけ崩れ」について国土交通省が定める危険箇所点検要領に基づき、県が実施した点検の結果での土砂災害による被害のおそれがある箇所。

山地災害危険地区とは

法に基づき指定される区域ではないが、林野庁が定める調査要領に基づいて、地形、地質、林況等の条件からみた危険性と人家や公共施設、道路等の保全対象との関係から評価した山地において山腹崩壊や土石流、地すべり等の危険性が高い地区。国有林は国が、県有林は県が指定。

発行
企画・編集
監修

尾鷲市
尾鷲市防災危機管理室、（株）アイ・ディー・エー社会技術研究所
片田敏孝（群馬大学大学院教授・尾鷲市防災危機管理アドバイザー）
群馬大学広域首都圏防災研究センター災害社会工学研究室

平成27年4月